平成２４年（フ）第２６号
宮城県栗原市高清水水の手９番地７、従前の住所宮城県大崎市古川諏訪３丁目６番15号
ピースフルＭ―Ｂ棟102号
債務者　須藤　宏美
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
秋田市土崎港東２丁目11番38号　カンフォート16―102号
債務者　富山　英子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３号
山形県米沢市窪田町窪田4264番地　スイートハウス103号室
債務者　金澤　壽雄
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１２号
茨城県日立市大みか町６丁目６番46号
債務者　岩堀　和子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１３号
茨城県日立市田尻町４丁目33番10―406号
債務者　本江ひかる
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２１４号
茨城県土浦市右籾2323番地51
債務者　田中　幸子（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１号
茨城県つくば市下広岡668番地54
債務者　和田　　滿
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２９号
茨城県土浦市荒川沖６番地345
債務者　下野　佳枝
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３０号
茨城県つくばみらい市絹の台１丁目４番地
小絹ハイツＡ―202
債務者　遠藤　　登
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３１号
茨城県つくばみらい市絹の台１丁目４番地
小絹ハイツＡ―202
債務者　遠藤　孝子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３５号
茨城県つくば市高見原３丁目２番地37
債務者　山本恵理子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４０号
茨城県つくば市谷田部乙2226番地　１棟104号
債務者　柳橋　和子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２４号
茨城県下妻市長塚400番地２
債務者　中川　ふく
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１３号
群馬県桐生市相生町２丁目637番地の１　県営Ｂ棟1805号
債務者　金居麻未絵
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１３４号
千葉県茂原市六ツ野5045番地
債務者　今井　育代
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第５号
千葉県茂原市萩原町２丁目８番地　山手ハイツ201号
債務者　木島　弘行
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第６号
千葉県茂原市早野新田130番地
債務者　齊藤　正巳
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第８号
千葉県長生郡白子町浜宿2657番地
債務者　片岡　和政
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係